

# 平成20年度町民税の申告、平成19年分所得税の確定申告受付が始まります

申告受付期間は平成20年2月8日(金)から3月17日(月)(午前9時～午後4時)までです。期間間近になると大変混み合いますので、できるだけ早めに申告願います。

## 申告受付期間及び申告受付会場

申告受付会場と指定日は次のとおりです。混雑分散のため対象地区を指定してありますので、別途配布の申告案内書をご確認のうえ、できるだけ指定日に申告されますようお願いいたします。

- ★名足小学校(多目的室) 2月8日(金)～2月13日(水)(土・日・祝祭日を除く)
- ※入口は校舎裏の体育館側
- ★歌津公民館(1階ホール) 2月14日(木)～2月20日(水)(土曜除く)
- ★戸倉公民館(2階会議室) 2月21日(木)～2月25日(月)(土曜除く)

- ★入谷公民館(2階大研修室) 2月26日(火)～2月28日(木)
- ★役場(大会議室) 2月29日(金)～3月12日(水)(土曜除く)
- ★町総合体育館ベイサイドアリーナ(多目的ホール) 3月13日(木)～3月17日(月)

申告しなくてもよい人  
昨年度から申告手続簡素化のため申告書は配布しておりませんが、未申告者との区分に必要ですので、お手数でも申告案内書の申告欄に必要事項を記載のうえ、町民税務課(住民生活課)の窓口(または申告会場の受付)に提出してください。

申告が必要な人  
平成20年1月1日(賦課期日)現在、町内に住所を有し、前年中(前年の1月1日～12月31日)に次の所得があった人は申告が必要になります。町民税の申告受付の際に所

必要があります。  
★給与所得のみの人で、勤務先から給与支払報告書が提出されている人(ただし、各種所得控除を受ける場合は申告してください。)

得税の申告書も合わせて作成しますので、印鑑と申告に必要な書類を確認して持参してください。  
★営業等・農業、不動産、利子、配当、雑所得などの所得があった人  
★給与所得者で次に該当する人  
\*勤務先から給与支払報告書が提出されていない人  
\*前年中の途中で退職し、再就職していない人  
\*平成19年に所得が減って所得税が課されなくなる方は、平成20年7月1日から7月31日までの間に申告することによって、平成19年度分の住民税が減額されます。  
\*給与所得以外に所得のある人(給与所得以外の所得が20万円以下で所得税の確定申告をする必要のない人も申告してください。)

★配当所得がある人で次に該当する人(金額の多少にかかわらず) \*非上場株式の配当所得がある人 \*上場株式の配当所得のうち、発行済み株式総数の5パーセント以上を所有する人  
★配当割額及び株式等譲渡所得割額を差し引かれた人で、還付及び税額控除を受けようとする人  
★申告に必要な書類  
申告に必要な書類は次のとおりです。事前に準備してから申告してください。  
★所得の計算に必要な書類 \*給与・年金所得者：源泉徴収票、給与明細書又は事業主の支払証明書等の原本 \*その他の所得者：帳簿書類等(収入金額と必要経費の分かる書類等)  
★各種の所得控除を受ける場合は、それらの支払証明書や領収書等(生命保険料・地震保険料等の支払証明書、社会保険料、医療費の領収書)  
※国民年金等の支払証明書を

## 気仙沼税務署からのお知らせ

★還付申告について  
平成19年分所得税の確定申告は2月18日(月)からの受付となっていますが、源泉徴収額や予定納税で納めすぎになっている場合については、1月から還付の申告をすることができます。

★年金受給者のための申告指導相談  
所得が年金しかない方に対する確定申告説明会を次の日程により開催しますので、ご利用ください。定員になり次第受付を終了し、以後の入場はお断りさせていただきます(事前の予約受付はございません)ので、お早めにご来場くださいようご理解とご協力をお願いします。また、参加を希望される方は、源泉徴収票、国民年金保険料などの支払額を証明する書類、生命保険・損害保険などの証明書類、印鑑、ボールペン、電卓をご持参ください。

- ◇日時・場所・対象
  - ・2月8日(金)・役場(本庁)大会議室
    - 65歳未満の方 午前9時30分～12時
    - 65歳以上の方 午後1時30分～4時
  - ・2月13日(水)・歌津公民館ホール
    - 65歳未満の方 午前9時30分～12時
    - 65歳以上の方 午後1時30分～4時
- ※受付開始は、開始時刻30分前から。
- ※年齢により説明する内容が違いますので、ご注意ください。(65歳未満の方：昭和18年1月2日以後に生まれた方、65歳以上の方：昭和18年1月1日以前に生まれた方)
- ◇定員 各回50名
- ◇問い合わせ 気仙沼税務署 ☎22-6780
- ※税に関する情報は、国税庁ホームページをご覧ください。  
<http://www.nta.go.jp>

紛失した場合は、社会保険庁控除証明書専用ダイヤルへお問い合わせのうえ(受付は3月14日までの平日の午前9時から午後7時まで。電話0570-000-991)、再発行を受けてから申告してください。  
★申告者の本人名義の銀行等の口座番号が確認できるもの  
★税務署から送付された申告書等(前年確定申告者)

★申告資料の事前作成  
次の方は事前に申告資料を作成してから申告してください。  
★年間取引額証明書  
漁協、農協では年間取引額証明書を発行していますので、申告の際持参願います。(農協及び漁協歌津支所では申し

★農業を営んでいる方へ(農業所得簡易計算の廃止について)  
\*今回の申告から、農業所得簡易計算(農業所得標準)が廃止されます。他の事業所得と同様に収支計算により申告をする必要がありますので、収入と経費が分かる書類等を整理して集計し、あらかじめ申告附属資料に記載のうえ持参してください。  
★健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」は領収書の代わりにはなりません。

★医療費控除を受ける方へ  
込みのあった方に対して発行していますので、事前にご準備願います。  
\*医療費控除を受ける場合は、支払金額を事前に集計し、領収書を持参してください。  
※医療費控除額 = (支払医療費額 - 保険等で補てんされた金額) - (10万円または総所得金額の5%)  
★障害者控除を受ける方へ  
\*障害者控除の適用を受ける場合は、申告受付時に障害者手帳を提示願いますのでご準備願います。  
\*介護保険の要介護認定を受けられた方で一定の要件を満たす場合は、申請により「障害者控除対象者認定書」の交付が受けられますので、保健福祉課(☎46-5113)にお問い合わせください。

★障害者控除を受ける方へ  
\*障害者控除の適用を受ける場合は、申告受付時に障害者手帳を提示願いますのでご準備願います。  
\*介護保険の要介護認定を受けられた方で一定の要件を満たす場合は、申請により「障害者控除対象者認定書」の交付が受けられますので、保健福祉課(☎46-5113)にお問い合わせください。  
★各種の所得控除を受ける場合は、それらの支払証明書や領収書等(生命保険料・地震保険料等の支払証明書、社会保険料、医療費の領収書)  
※国民年金等の支払証明書を

平成20年4月から国民健康保険税の特別徴収(年金からの天引き)が始まります。  
現在、国民健康保険税は世帯主に課税され、納付書または口座振替により納付していますが、地方税法等が改正され平成20年4月から、次の条件をすべて満たす方は年金から天引きされることとなります。それ以外の方は、これまでどおりの納付となります。  
①世帯主が国民健康保険に加入し、かつ世帯の国保加入者全員が65歳以上75歳未満である場合  
②世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合  
③国保世帯主の介護保険料が年金から天引きされており、介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金支給額の2分の1を超えない場合  
※不明な点は、町民税務課 課税係または歌津総合支所 住民生活課 税務係にお問い合わせください。